

勧誘方針

ゴールドマン・サックス証券株式会社

当社は金融商品販売業者として勧誘に関する方針を定め、遵守いたします。

(1) 勧誘の対象となる者の知識、経験及び財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らし配慮すべき事項

- 当社は、お客様の氏名・名称、住所、投資目的、資産の状況、投資経験の有無等を記載した「顧客カード」を備え置き、お客様の適合性を十分考慮の上、お客様の意向と実情に適合した取引の勧誘に努めております。
- 当社は、お客様の知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして適当と考えられる商品をお勧めいたします。
- 当社は、商品をお勧めするに当たっては、お客様の知識、経験、財産の状況及びお客様が当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的等に照らし、商品内容やリスク内容等の適切な説明に努めます。

(2) 勧誘の方法及び時間帯に関し勧誘の対象となる者に対し配慮すべき事項

- 勧誘に当たっては、常にお客様の信頼の確保を第一義とし、お客様本位の投資勧誘に徹します。
- 当社においては、法令・諸規則を遵守し、且つ、合理的な根拠に基づき勧誘を行うよう努めます。
- 当社においては、電話や訪問による勧誘は、お客様の御迷惑となる時間帯には行いません。御迷惑の場合は、その旨を担当部あるいはコンプライアンス部門までお申し付けください。
- 当社においては、ホームページ上の表示について、コーポレート・コミュニケーションズまたはコンプライアンス部門で内容の確認を行い、適切な表示が行われるよう努めております。

(3) その他の勧誘の適正の確保に関する事項

- 当社では不適切な勧誘が行われないよう、役職員に対し十分な社内研修を行っております。お気づきの点がありましたら、担当部あるいはコンプライアンス部門まで御連絡ください。
- お客様のお取引について、お気づきの点がありましたら、担当部あるいはコンプライアンス部門まで御連絡ください。
- 当社の役職員は、お客様の信頼と期待を裏切らないよう、常に知識技能の修得、研鑽に努めております。
- 当社では、金融商品取引法、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律、投資信託及び投資法人に関する法律及び関係法令・諸規則等を遵守し、適切な勧誘が行われるよう、内部管理体制の強化に努めております。

以上